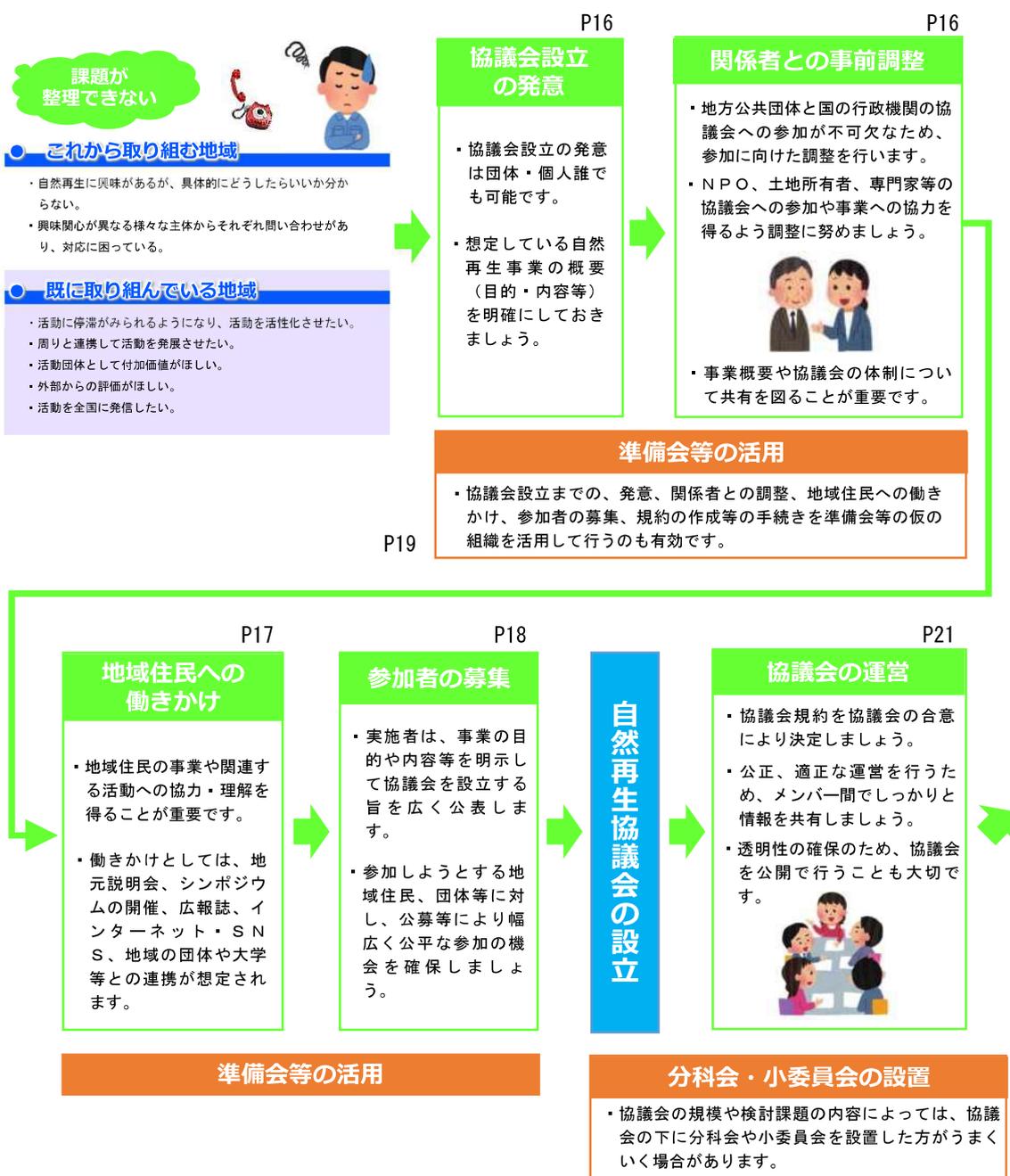


2-2. 自然再生協議会設立・運営の一連の流れ

自然再生協議会設立の発意は誰でも可能であり、関係者との事前調整や地域住民への働きかけ、参加者の募集等の準備を経て設立します。そして協議会での協議と合意のうえで、「協議会規約」を決定し、「自然再生全体構想」と「自然再生事業実施計画」を策定します。自然再生事業を実施したのちは順応的管理が必要です。

解説

自然再生推進法に基づいて自然再生事業を実施するための、一般的な自然再生協議会の設立・運営の一連の流れを紹介します。（一連の流れは一般的な例であり、特に準備段階では平行して進めたり、順番が逆転することがあり得ます。）



P28

全体構想の策定

- ・協議会の総意として全体構想を策定することが必要です。
- ・地域の自然について把握する必要もあるので、専門家の協力を得ながら事前に科学的な調査を行いましょう。
- ・また、参加者全員で議論を行いましょう。

- 【全体構想に必要な項目】
- ①対象区域
 - ②自然再生の目標
 - ③参加者とその役割分担
 - ④その他必要事項

実施計画の策定

- ・全体構想を踏まえ実施者が作成した計画については、協議会で議論し、認識の共有を図りましょう。

- 【実施計画に必要な項目】
- ①対象区域
 - ②事業内容
 - ③周辺地域の自然環境との関係と保全上の意義・効果
 - ④モニタリング計画
 - ⑤その他必要事項

事業の実施

- ・様々な他の主体と連携したり、全国其自然再生協議会の取り組み内容を参考にするなど、活動の幅を拡げていきましょう。



主務大臣 及び
都道府県知事 に写しを送付

自然再生専門家会議からの助言

分科会・小委員会の設置

順応的管理

- ・自然環境の変化を把握するため、地域住民にも積極的に関わってもらうなどして継続したモニタリングを行いましょう。



活動の継続

「一度体制ができれば、継続が楽になった。」
「自然が再生されると同時に地域内での対話も増えた。」

といった声も届いております。



分科会・小委員会の設置

活動は変えていないが、自然再生協議会の登録で知名度向上

私は、1991年に始まった散骨の運動が「自然葬」という形でアピールするのに疑念を感じ、里地里山の自然を生かす葬法としての「樹木葬墓地」を構想し、放棄林を購入して1999年に日本初の樹木葬墓地を始めました。

イーハトーブ世界と命名した久保川上流域は良い景観の地でしたが、セイタカアワダチソウやウシガエルが侵入・拡大し、もともとの生きものが減っているのに気づきました。

そこで、地元の自然を生かすために「久保川イーハトーブ自然再生研究所」を立ち上げ、環境保全運動に取り組みました。東京大学保全生態学研究室に防除策を依頼するとともに、環境省の許可を受けて協働でウシガエル防除も始めました。その後、自然再生協議会として登録しました。

当初から地域おこしを念頭においていたことや、川関係、歴史・文化関係の市民活動で、作家を始め多くの人々と交流していたため、登録前から「地域の多様な主体の参加と連携」がある活動をしており、登録の前後でやることを変えてはなりません。コツコツと自然再生事業を継続していれば、必ず成果はあがると信じています。

それでも、自然再生協議会の登録で知名度があがり、第1回プロジェクト未来遺産（（公社）日本ユネスコ協会連盟）への登録や、大企業による活動への協力につながったと思います。他地域からの視察なども増えており、地域活性化に貢献しています。

民間主導の協議会を志す地域があれば、是非、応援したいと思います。

久保川イーハトーブ自然再生協議会
会長 千坂げんぼう



耕作放棄地のビオトープ化作業



大学研究室参加による水草抜き取り作業